

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービンバイパス弁駆動装置開側リミットスイッチ点検において、動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	GⅢ	
2	1号機	主タービン制御系計装品点検において、圧力検出回路用フレキシブル電線管の接続金具2箇所破損が認められたため、当該電線管一式を交換	GⅢ	
3	1号機	計装用圧縮空気系空気圧縮機（B）用後置冷却器の冷却水出口フローグラスの流量指示板取付金具に損傷が認められたため、当該フローグラスを交換	GⅢ	
4	1号機	低圧第3給水加熱器（A）ドレンレベル調整弁駆動部点検において、駆動用空気供給配管の一部に損傷（傷）が認められたため、当該配管を交換	GⅢ	
5	1号機	湿分分離器ドレンタンク（A）ドレンレベル調整弁駆動部点検において、駆動用空気供給配管取付部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
6	1号機	復水回収タンクレベル調整弁駆動部点検において、圧力計取付部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	1号機	空気抽出器用蒸気圧力調整弁駆動部の気密確認において、エアリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
8	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）の点検において、伝熱管1本に漏えいが認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付	GⅢ	
9	1号機	所内用圧縮空気系空気圧縮機のシリンダ3気筒（全4気筒）の内部に油溜り及びシリンダドレン配管1本に詰まりが認められたため、当該空気圧縮機を点検・修理及びドレン配管を点検・清掃	GⅢ	
10	1号機	非常用ディーゼル発電設備（B）排気温度検出器の点検において、絶縁抵抗測定値に判定値外れが認められたため、当該検出器を交換	GⅢ	
11	1号機	高圧注水系タービン排気ドレン隔離弁の点検において、弁駆動部にエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
12	1号機	非常用ディーゼル発電設備（B）用常用空気槽の圧力指示計元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
13	1号機	主蒸気配管（B）のドレンポット用レベルスイッチ点検において、同スイッチ用フレキシブル電線管に損傷（割れ）が認められたため、当該電線管を交換	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	1号機	主低圧タービン（A）上半ダイヤフラムの水平接合面の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	G III	
15	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）用軸受振動記録計の故障（ヒューズ切れ）が認められたため、当該記録計を点検・修理	G III	
16	2号機	主変圧器設置エリアの入口に設置されているチェーン留め具の紛失が認められたため、当該留め具を取付	対象外	
17	2号機	非常用ディーゼル発電設備（A）用海水ポンプ（B）出口側海水希釈用水入口弁の開側リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	G III	
18	3号機	炉心性能計算機（No. 1）が冷却用ファン異常により自動停止したため、当該計算機を点検・修理。なお、炉心性能計算は、炉心性能計算機（No. 2）にて問題なし	G III	
19	4号機	主変圧器防災装置の定例試験において、水噴霧ノズル2箇所詰まりが認められたため、当該ノズルを点検・清掃	G III	
20	4号機	主変圧器防災装置の定例試験において、放水弁入口圧力指示計に指示値不良（スティック）が認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	G III	
21	5号機	タービン建屋換気空調系北側給気ファン用外気処理装置内のドレンファンネルに詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃	G III	
22	6号機	保安検査官による定例パトロールにおいて、タービン建屋1階の清掃用具収納箱に「常設物品表示札」が標示されていないとの指摘を受けたため、対応検討（保安検査官気付き事項）	G II	
23	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（A）の雑固体投入機において、投入ダンパに動作不良が認められたため、当該投入ダンパを点検・修理	G III	